

義務教育無償、義務教育費の財源確保を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、すべての子どもたちに無償で一定水準の教育機会を保障するために設けられた制度である。すべての国民に対して義務教育を保障することは、国の重要な責務であることはもちろん、国の社会基盤形成の根幹でもある。

同制度は義務教育の実施主体である地方を国が支える制度であるが、平成18年度に国の負担割合が2分の1から3分の1に縮小された。また、地方分権改革推進委員会は、平成20年12月8日、第2次勧告の中で「義務教育に係る規定のうち、教育を受ける権利及び義務教育無償制度を直接に保障したもの」については、国による義務付けをする必要はないが、残さざるを得ないものとしており、今後の論議によっては、国の義務付けから外す可能性も否定できない。

就学援助受給者の増大に表れているように、低所得者の拡大・固定化が進むとともに、国庫補助負担金廃止に伴い、準要保護児童生徒就学援助費の廃止・一般財源化がなされたことで、財政の悪化している道内の市町村においては、認定基準や支給額の変更を余儀なくされているのが現状である。

よって、国会及び政府においては、ゆとりある教育環境を実現し、教育予算を拡充するための施策を下記のとおり行うよう強く要望する。

記

- 1 国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な、義務教育費の財源確保をすること。
- 2 義務教育無償を実現するため、保護者負担をなくすよう教育予算を拡充すること。
- 3 30人以下学級及びゆとりある教職員配置を実現すること。
- 4 学校施設整備費、就学援助・奨学金、教材費、図書費など教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年（2010年）6月10日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、  
文部科学大臣

（提出者）全議員